

（川崎市・東京都・横浜市同時発表）

能登半島地震で発生した災害廃棄物の広域処理における 支援の実施について

令和6年能登半島地震の被災地では、損壊家屋等の解体・撤去に伴う災害廃棄物が大量に発生しており、生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図る観点から、これらを適正かつ円滑・迅速に処理を進めることが急務となっています。

ついては、能登半島地震により甚大な被害があった石川県内の災害廃棄物の処理について、環境省及び石川県からの要請に基づき、川崎市では、東京都、横浜市と連携して支援を行うこととしましたのでお知らせいたします。

なお、支援内容等については、現在支援が必要な被災自治体等と調整を進めており、詳細が決まり次第改めてお知らせいたします。

- 1 災害廃棄物の処理支援が必要な被災市町名
石川県輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町
- 2 災害廃棄物等の種類
可燃ごみ（木くずを含む）
- 3 受入量
被災市町との協議による
- 4 受入期間
被災市町との協議による（9月中の受入れに向け準備）
- 5 支援内容の概要（予定）
 - ・石川県内で発生した建物の解体等に伴う災害廃棄物を、横浜市及び川崎市が所有している鉄道輸送用コンテナを活用し、石川県内から都内等の貨物駅に鉄道輸送で運搬
 - ・貨物駅から運搬車で、焼却場（本市では浮島処理センターを予定）に搬入し、焼却処理
- 6 直近の支援実績
 - ・熊本地震（平成28年度）



（川崎市所有の鉄道輸送用コンテナ）

【問合せ先】

川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当 山田
電話 044-200-2557